



宮 崎 県 公 報

平成26年 4 月 3 日 (木曜日) 号外 第 25 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

	頁
人事委員会規則	
○職員の任用に関する規則の一部を改正する規則……………	1

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年 4 月 3 日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第14号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則(昭和45年宮崎県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後												
<p>(採用試験の種類等)</p> <p>第6条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 診療放射線技師採用試験</p> <p>(7)～(13) [略]</p> <p>(試験等の委任)</p> <p>第43条 人事委員会は、第8条第1項に掲げる試験の実施並びに試験ごとの昇任候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に関する事項を宮崎県警察本部長(以下「本部長」という。)に委任する。</p>	<p>(採用試験の種類等)</p> <p>第6条 採用試験の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6)～(12) [略]</p> <p>(試験等の委任)</p> <p>第43条 人事委員会は、次に掲げる事項を宮崎県警察本部長(以下「本部長」という。)に委任する。</p> <p>(1) 第6条第1項第7号から第10号までに掲げる試験の事務のうち、次に掲げる事務を実施すること。</p> <p>ア 身体測定に関する事務</p> <p>イ 体力検査に関する事務</p> <p>ウ 身体検査に関する事務</p> <p>(2) 第8条第1項に掲げる試験の実施並びに試験ごとの昇任候補者名簿の作成及びこれによる任用の方法に関する事項</p> <p>2 本部長は、前項第1号アからウまでに掲げる事務が終了したときは、その都度その結果を、人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>3 本部長は、昇任試験を行う場合には、あらかじめ、その種類及び実施要領を人事委員会と協議し、当該試験が終了したときは、その結果を、人事委員会に報告しなければならない。</p>												
<p>2 本部長は、昇任試験を行なう場合には、あらかじめ、その種類及び実施要領を人事委員会と協議し、当該試験が終了したときは、その結果を、人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度</p> <table border="1"> <tr> <td>採用試験の種類</td> <td>採用試験の対象となる職</td> <td>知識、技術その他の能力の程度</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度	[略]			<p>2 本部長は、昇任試験を行なう場合には、あらかじめ、その種類及び実施要領を人事委員会と協議し、当該試験が終了したときは、その結果を、人事委員会に報告しなければならない。</p> <p>別表第1 第6条第1項各号に掲げる採用試験の対象となる職及び程度</p> <table border="1"> <tr> <td>採用試験の種類</td> <td>採用試験の対象となる職</td> <td>知識、技術その他の能力の程度</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度	[略]		
採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度											
[略]													
採用試験の種類	採用試験の対象となる職	知識、技術その他の能力の程度											
[略]													

職員採用試験 (短期大学卒業程度)	1 [略]	[略]
	2 研究職級別職務分類表の級1級の職	
	3 医療職 (二) 級別職務分類表の級1級の職	
[略]		
薬剤師採用試験	[略]	
診療放射線技師採用試験	医療職 (二) 級別職務分類表の級1級の職	短期大学卒業程度
[略]		

職員採用試験 (短期大学卒業程度)	1 [略]	[略]
	2 医療職 (二) 級別職務分類表の級1級の職	
[略]		
薬剤師採用試験	[略]	
[略]		

別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第 6 条 第 1 項 各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	
職員採用試験 (大学卒業程度)	一般行政	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]
	一般行政 (社会人)		教養試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査		
警察事務	[略]	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]
心理	[略]	[略]	教養試験	[略]	[略]
社会福祉	[略]	[略]	専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	社会福祉概論 (社会保障を含む。)、社会学概論、社会心理学、一般心理学、社会調査等
電気	[略]	[略]		[略]	[略]
機械	[略]	[略]		[略]	[略]
土木	[略]	[略]		[略]	[略]
建築	[略]	[略]		[略]	[略]
化学	[略]	[略]		[略]	[略]
農業	[略]	[略]		[略]	[略]
農業士	[略]	[略]		[略]	[略]

別表第 2 区分試験及びその対象となる職、試験種目並びに出題分野

第 6 条 第 1 項 各号に掲げる採用試験	区分試験	区分試験の対象となる職	試験種目	出題分野	
職員採用試験 (大学卒業程度)	一般行政	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
	一般行政 (社会人)		教養試験 自己アピール試験 論文試験 人物試験 人物調査		
警察事務	[略]	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
心理	[略]	[略]	教養試験	[略]	[略]
社会福祉	[略]	[略]	専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査	[略]	社会福祉概論 (社会保障を含む。)、社会学概論、心理学概論 (社会心理学を含む。)、社会調査等
電気	[略]	[略]		[略]	[略]
機械	[略]	[略]		[略]	[略]
土木	[略]	[略]		[略]	[略]
建築	[略]	[略]		[略]	[略]
化学	[略]	[略]		[略]	[略]
農業	[略]	[略]		[略]	[略]
農業士	[略]	[略]		[略]	[略]

	木								
	畜産	[略]			[略]				[略]
	林業	[略]			[略]				[略]
	水産	[略]			[略]				[略]
	管理栄養士	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]			教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]
職員採用試験 (短期大学卒業程度)	一般事務	他の区分試験の対象とならない業務に従事することを職務とする職務	教養試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査						
	農業	主として農業に関する知識、技術その他の能力を必要とする業務に従事することを職務とする職務	教養試験 専門試験 専門論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門試験 専門論文試験	栽培汎論、 作物、園芸、 育種、作物保護、 土壌肥料、畜産、 農業経済等				
	保育士	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]			教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査	[略]
	栄養士	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]			教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査	[略]
	[略]								
職員採用試験 (高等学校卒業程度)	一般事務	[略]	教養試験 作文試験					教養試験 作文試験	
	警察事務	[略]	人物試験 人物調査 身体検査					人物試験 人物調査	
	電気	[略]	教養試験	[略]	[略]			教養試験	[略]
	土木	[略]	専門試験		[略]			専門試験	[略]
	建築	[略]	作文試験		[略]			作文試験	[略]
	農業	[略]	人物試験		[略]			人物試験	[略]
	農業土木	[略]	人物調査 身体検査		[略]			人物調査	[略]
	畜産	[略]			[略]				[略]
	林業	[略]			[略]				[略]
	水産	[略]			[略]				[略]
保健師採用試験	保健師	[略]	教養試験 専門試験	[略]	[略]			教養試験 専門試験	[略]

験			論文試験 人物試験 人物調査 身体検査			験			論文試験 人物試験 人物調査		
薬剤師 採用試 験	薬剤師	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]	薬剤師 採用試 験	薬剤師	[略]	教養試験 専門試験 論文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
診療放 射線技 師採用 試験	診療放 射線技 師	主として診 療放射線技 師に関する 知識、技術 その他の能 力を必要と する業務に 従事するこ とを職務と する職	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	専門 試験	放射線物理 学、放射線 計測学、基 礎医学、放 射線生物学 (放射線衛 生学を含む 。)、診療 画像機器学 (医用工学 を含む。) 、診療画像 検査学・エ ックス線撮 影技術学、 医用画像情 報学(画像 工学を含む 。)、核医 学検査技術 学(放射化 学を含む。)、放射線 治療技術学 、放射線安 全管理学等						
臨床検 査技師 採用試 験	臨床検 査技師	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査 身体検査	[略]	[略]	臨床検 査技師 採用試 験	臨床検 査技師	[略]	教養試験 専門試験 作文試験 人物試験 人物調査	[略]	[略]
[略]						[略]					
備考						備考					
この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。						この表の試験種目欄中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。					
1・2 [略]						1・2 [略]					
3～10 [略]						3 「自己アピール試験」とは、自らの経験や成果、県職員としての働く意欲等についての記述式による筆記試験をいう。					
別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格						別表第3 第10条第1項に掲げる採用試験又は区分試験の受験資格					
採用試験名		受験資格				採用試験名		受験資格			

[略]		[略]	
薬剤師採用 試験	[略]	薬剤師採用 試験	[略]
診療放射線 技師採用試 験	当該年度の初日の前日における年齢が満29歳未 満の者で診療放射線技師の免許を現に有する者 又は当該年度以降に実施される最初の国家試験 において免許を取得する見込みがある者		
[略]		[略]	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

